# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

# Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	米英独仏の予備費制度(資料)
他言語論題 Title in other language	A Comparison of Reserve Funds and Similar Budgetary Systems
著者 / 所属 Author(s)	瀬古 雄祐(SEKO Yusuke) / 国立国会図書館調査及び立 法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス(The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	857
刊行日 Issue Date	2022-5-20
ページ Pages	67-80
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語(Japanese)
摘要 Abstract	主要先進国には、我が国の予備費に相当する、又は類似の制度が設けられている。本稿では、予備費をめぐる今後の議論に資する観点から、米英独仏の予備費に相当する制度の概要を紹介する。

- \* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。
- \* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。



# 米英独仏の予備費制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局 財政金融課 瀬古 雄祐

目 次

#### はじめに

- I アメリカ
  - 1 歳出予算の構成
  - 2 予備費に相当する制度の概要
- Ⅱ イギリス
  - 1 歳出予算の構成
  - 2 予備費に相当する制度の概要
- Ⅲ ドイツ
  - 1 歳出予算の構成
  - 2 予備費に相当する制度の概要
- Ⅳ フランス
  - 1 歳出予算の構成
  - 2 予備費に相当する制度の概要
- V 各国の予備費制度をめぐる考察—国際比較の観点から— おわりに
- キーワード:予備費、新型コロナウイルス感染症対策予備費、特定目的予備費、災害救済基金、 緊急基金、配分外支出、前払政令

## 要旨

主要先進国には、我が国の予備費に相当する、又は類似の制度が設けられている。このうち、我が国と同様に、各年度の予算に使途未定の財源としてあらかじめ一定額が計上される仕組みは、ドイツ及びフランスにも存在する。

また、各国には、事前の予算計上なく、予算超過支出等が可能とされる制度も設けられている。各制度は、支出分につき事後的に補正予算等への計上や議会への報告が行われる 仕組みである。これらの中には、支出額に上限が設けられる例や、他の歳出の削減等による収支均衡の維持が要件とされる例も見られる。

新型コロナウイルス感染症対策予備費の創設と同予備費への多額の計上を一つの背景として、我が国の予備費の在り方や運用への関心が高まっている。各国の制度の実態をも踏まえた上で、予備費制度をめぐる議論を継続していくことが求められる。

#### はじめに

予備費制度は、予見し難い予算の不足に充てるために、歳入歳出予算に使途未定の財源としてあらかじめ一定額を計上する制度である。同制度は日本国憲法上の規定に基づくものであり、予備費の支出は内閣の責任で行うことができる一方、国会の事後承諾が必要とされる(1)。予備費制度は、災害時等における経費支出の必要性に機動的に対応するための仕組みと言える。

近年、通常の予備費<sup>(2)</sup>に加え、新型コロナウイルス感染症対策予備費<sup>(3)</sup>が設けられたこと等を背景として、予備費の在り方が注目されている<sup>(4)</sup>。本稿では、予備費をめぐる今後の議論に資する観点から、主要先進国4か国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)につき、中央政府又は連邦政府の歳出予算の構成を踏まえつつ<sup>(5)</sup>、予備費に相当する制度の概要を紹介する。なお、厳密には、使途未定として予算に一定額が計上され国会の議決を受ける予備費制度と、

- \*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4 (2022) 年 3 月 28 日である。また、邦貨換算レートは 1 ドル = 115 円、1 ポンド = 155 円、1 ユーロ = 130 円 (裁定外国為替相場 (令和 4 年 4 月中において適用)) である (日本銀行国際局「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (令和 4 年 4 月中において適用)」 2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\_rate/kijun/kiju2204.htm/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\_rate/kijun/kiju2204.htm/">)。
- (1) 日本国憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」(第1項)、「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」(第2項)と規定している。また、財政法(昭和22年法律第34号)上にも予備費をめぐる規定が置かれている(第24条、第35条等)。
- (2) 毎年度の当初予算に例年5000億円(平成30年度当初予算以前は3500億円)が計上されている。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応経費に充てるために令和2年度第1次補正予算で創設された。なお、過去にも、大規模災害の発生や経済状況の悪化等を受けて、通常の予備費とは別に、使途を限定した予備費(いわゆる特定目的予備費)が設けられた例が見られる(東日本大震災復旧・復興予備費(平成23年度第2次補正予算で創設)、熊本地震復旧等予備費(平成28年度補正予算で創設)等)。詳細は、小村武『予算と財政法 5 訂版』新日本法規出版,2016,pp.316-317を参照。
- (4) 近年の主な論考等としては、小野亮治「新型コロナ対策一〇兆円予備費と財政民主主義」『月刊自治研』 62(733), 2020.10, pp.10-15 等が挙げられる。
- (5) 各国の歳出予算の構成等については、萩原真由美「米英独仏の補正予算制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』 No.904, 2016.3.23. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9914192\_po\_0904.pdf?contentNo=1">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9914192\_po\_0904.pdf?contentNo=1</a>; 松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』 688 号, 2008.5, pp.111-129. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_999664">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_999664</a> po 068806.pdf?contentNo=1</a> に詳しい。

予算計上額を超えた支出や予算計上外の支出を議会による事前承認等のないまま行政府限りで行い得る制度とは、本質的に異なっているとの見方もあり得るが、本稿ではこれらを特に区別することなく、予算編成時に予測できない予算の不足に対応するために設けられている主要先進国の予算上の制度を広く取り上げる。

#### I アメリカ

#### 1 歳出予算の構成

アメリカの会計年度は前年 10 月 1 日から 9 月 30 日までであり、各年度は年度終了の年を冠して呼称される<sup>(6)</sup>。予算編成権は専ら連邦議会に属している<sup>(7)</sup>。

一般に、アメリカの歳出予算は、既存法律に基づき自動的かつ恒久的に支出が認められる義務的経費(mandatory spending. 社会保障年金や国債の利払費等が含まれる。)と、支出に際して年度ごとの立法を要する裁量的経費(discretionary spending. 国防、教育等の分野の支出や政府機関運営費が含まれる。)に区分される。このうち連邦議会において毎年度審議・議決の対象となるのは、連邦政府の歳出全体の3割程度を占める裁量的経費のみである。歳出予算は債務負担授権額ベースで議決され、歳出権限の一部を翌年度以降に繰り越すことができる。なお、歳入予算については、予算審議の参考資料となるものの、議決・立法の対象ではない。

各分野の裁量的経費から成る連邦の歳出予算は、原則として、分野別に12本の歳出予算法 (Appropriations Act)の形式で審議・議決される<sup>(8)</sup>。各歳出予算法は条文形式で規定されており、その構成・区分は歳出予算法により異なるものの、大きく組織別の構成の下、使途等の区分ごとに歳出予算額が示される場合が多い<sup>(9)</sup>。

#### 2 予備費に相当する制度の概要

アメリカの連邦予算制度には、我が国の予備費に相当するような、支出目的を特定しない形で歳出予算に一定額を計上する制度は存在しない。

なお、使途が限定されている点で予備費とは異なるが、予測不可能な支出需要に備える枠組みとして、災害救済基金(Disaster Relief Fund: DRF)が挙げられる<sup>(10)</sup>。これは、連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)<sup>(11)</sup>の管理下に置かれた基金であり、ハ

<sup>(6)</sup> 例えば、「2022 年度」とは 2021 年 10 月 1 日に始まり 2022 年 9 月 30 日に終了する会計年度を指す。

<sup>(7)</sup> 大統領は、毎年度の予算編成に際して、自身が望む政策を反映させた大統領予算教書 (President's Budget) を 連邦議会に提出するが、同教書は議決の対象となる性格のものではない。

<sup>(8)</sup> 連邦議会の上下両院には、歳出委員会(Committee on Appropriations)の下に、分野別に各 12 の歳出小委員会が置かれており、各分野の歳出予算法はこれらの小委員会で起草・審議される。ただし、複数の分野を合わせた包括的歳出予算法(Omnibus Appropriations Act)の形で議決される例も少なからず見られる。近年のこのような議決例として、2021 年度統合歳出予算法(Consolidated Appropriations Act, 2021. P.L.116-260.)が挙げられる。

<sup>(9)</sup> ただし、国防省歳出予算法については、大分類として使途別の構成がとられている。

<sup>(10)</sup> 災害救済基金の設置根拠法は、ロバート・T・スタフォード災害救済及び緊急事態支援法(Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.)) である。同法の概要については、井樋三枝子「アメリカの連邦における災害対策法制」『外国の立法』251 号, 2012.3, pp.4-64. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo</a> 3487058 po 02510003.pdf?contentNo=1> を参照。

<sup>(11)</sup> 国土安全保障省(Department of Homeland Security: DHS)の下に置かれ、災害及び緊急事態への対応を所掌する連邦政府の機関。詳細については、同上; 岡村光章「米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)と我が国防災体制との比較論」『レファレンス』 736 号, 2012.5, pp.3-19. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3493186\_po\_073601.pdf?contentNo=1">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3493186\_po\_073601.pdf?contentNo=1</a> を参照。

リケーンや洪水といった大規模災害等による損害が生じた際に、政府機関(連邦政府、州政府等)が応急対応や復旧のために負担した経費が同基金からの支出で精算される<sup>(12)</sup>。

FEMA が公表する報告書によると、災害救済基金は、自然災害発災時の対応経費のほか、2020 年度以降においては、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)への対応にも充当されている。具体的には、2020 年度以降、同基金の債務負担額(Obligations)の6~7割程度を新型コロナ対応分が占めている現状がうかがえる(表1を参照)。

#### 表 1 災害救済基金の債務負担状況(直近 4 年分)

(単位	•	100	Ŧ	13 11	7)
( <del>11</del> 1)/		11111	/ /	1 1	- 1

年月	<b>÷</b>	主な災害等への対応に係る災害	救済基金の債務負担額	
<del>-11-</del> );	<b>支</b>		うち新型コロナ対応分	債務負担額に占める割合(%)
2019	年度	11,481	0	0.0%
2020 4	年度	75,243	52,681	70.0%
2021 4	年度	53,233	34,525	64.9%
2022 4	年度	42,781	24,802	58.0%

<sup>\*</sup>債務負担額(Obligations)として示された額を掲げたもの。なお、2022年度の数値は予測値である。

### Ⅱ イギリス

#### 1 歳出予算の構成

イギリスの会計年度は、我が国と同じく4月1日から翌年3月31日までである。予算編成権は内閣に属しており、予算編成に係る事務作業は財務省(Her Majesty's Treasury: HMT)が担当する。

国の会計は主に、我が国の一般会計にほぼ相当する統合国庫基金(Consolidated Fund)のほか、財政投融資特別会計及び国債整理基金特別会計にほぼ相当する国家貸付基金(National Loans Fund)(13)から構成されている。このうち統合国庫基金からの支出は、既存法律により自動的かつ恒久的に支出が認められている既定費(standing services. 王室費、国債の利払費等が含まれる。)と、支出に際して年度ごとに立法を要する議定費(supply services)とに区分される。両者のうち、毎年度内閣により編成され、議会での審議・議決の対象となるのは、後者の議定費のみである(14)。また、アメリカと同様に、歳入予算は議会による議決・立法の対象ではない。議定費歳出予算は、毎年度、1本の歳出予算法(Supply and Appropriation Act)の形式で定められる。歳出予算法では、議定費歳出額の総額等が条文形式で定められるとともに、省庁別の歳

<sup>\*\*</sup> 邦貨換算レートは 1 ドル =115 円 (裁定外国為替相場 (令和 4 年 4 月中において適用)) である (日本銀行国際局 「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (令和 4 年 4 月中において適用)」2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame</a> rate/kijun/kiju2204.htm/>)。

<sup>(</sup>出典) Federal Emergency Management Agency, "Disaster Relief Fund: Monthly Report as of January 31, 2022," 2022.2.7, p.13. <a href="https://www.fema.gov/sites/default/files/documents/fema\_feb-2022-disaster-relief-fund-report.pdf">https://www.fema.gov/sites/default/files/documents/fema\_feb-2022-disaster-relief-fund-report.pdf</a> 等を基に筆者作成。

<sup>(12)</sup> 岡村 同上, p.17. なお、災害救済基金については、災害により被害を受けた公共インフラの復旧、危険の軽減のための事業、被災者に対する金銭的支援等にも支出することができる("Disaster Relief Fund: Monthly Reports." FEMA HP <a href="https://www.fema.gov/about/reports-and-data/disaster-relief-fund-monthly-reports">https://www.fema.gov/about/reports-and-data/disaster-relief-fund-monthly-reports</a>)。

<sup>(13)</sup> 国家貸付基金からは、国有企業や地方公共団体等の資本的支出に対する貸付が行われている。

<sup>(14)</sup> なお、国家貸付基金については年度ごとの議決を要しない。

出予算の詳細を示す付属表(Schedule)が添付される。この付属表には、省庁別に、経常的経費・投資的経費の区分別の配分額等が、省庁別歳出限度額(Departmental Expenditure Limits: DEL)及び単年度管理歳出(Annually Managed Expenditure: AME)等の区分に従って明示されるとともに<sup>(15)</sup>、各区分の歳出項目が示される。

なお、例年、当初予算に相当する歳出予算法(Supply and Appropriation (Main Estimates) Act)の成立は新年度開始後の7月頃となることから、暫定予算(Vote on Account)が編成される<sup>(16)</sup>。 具体的には、補正予算に相当する歳出予算法(Supply and Appropriation (Anticipation and Adjustments) Act)に、①新年度の暫定予算、②現年度の補正予算、③前年度以前の予算超過支出の事後的承認(後述)に係る内容が盛り込まれた上で、年度開始前の3月頃に成立するのが通例である。

#### 2 予備費に相当する制度の概要

イギリスでは、予測不可能な支出に事前に備えるための制度として、財務省の管理下に緊急基金(Contingencies Fund)が設けられている<sup>(17)</sup>。実施中の事業につき予算超過支出を要する場合や、緊急に新規事業への支出が必要で議会の手続を待つ余裕がない場合等に、各省庁は財務省の承認を得た上で同基金から必要額を借り入れ、支出に充てることができる。また、財務省は、緊急基金を使用する際に議会に対して通知を行う。

同基金からの各省庁の借入額には一定の上限が設けられている。この上限は、従来、前年度の議定費歳出額の2%とされていたが、新型コロナの感染拡大への対応の過程で緊急基金からの借入需要が増大したこと(後述)を背景に、法改正による時限的な引上げが行われており、2021年度時点では同12%とされている(表2を参照)。

表2	緊急基金からの借入額の上限割合の推移
20 2	示心 = 並 /

適用年度	借入額の上限の割合	根拠法(改正法)
2019 年度まで	前年度議定費歳出額の 2%	1974 年緊急基金法第 1 条
2020 年度	前年度議定費歳出額の 50% (時限的措置)	(2020年緊急基金法第1条による改正)
2021 年度	前年度議定費歳出額の 12%(時限的措置)	(2021 年緊急基金法第 1 条による改正)

(出典) "Contingencies Fund Act 1974." legislation.gov.uk HP <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/18">https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/18</a> 等を基に筆者作成。

緊急基金からの借入分は同基金に返済しなければならず、補正予算に相当する歳出予算法等 に返済額が計上されて議会の議決を受ける。このような運用方式から、緊急基金は一種の回転

<sup>(15)</sup> イギリスでは、複数年度の財政計画を定める「歳出見直し(Spending Review: SR)」の枠組みの下、省庁ごとに当該期間内の歳出上限額が定められる。DEL は、この上限額に沿った単年度当たりの歳出上限額であり、省庁の裁量によって統制可能な一部の政策経費や管理費等が含まれる。AME は、従来は SR の予算枠とは別に、財務省の毎年度の査定を受けることとされてきた経費であり(ただし、近年は、主要な AME 項目は SR の対象に含まれている。)、外的要因によって規模が変化する社会保障関係費や利払費等が含まれる。詳細は、松浦 前掲注(5)、pp.113-114; 萩原 前掲注(5)、p.5 を参照。

<sup>(16)</sup> 新年度の暫定予算には、現年度歳出予算額の45%が計上される。

<sup>(17)</sup> イギリス政府のウェブサイトでは、緊急基金につき、統合国庫基金や国家貸付基金等とともに「財務省に置かれる中央政府の基金(HMT central funds)」との説明がなされている("HMT central funds," 17 September 2014. GOV. UK HP <a href="https://www.gov.uk/government/collections/hmt-central-funds">https://www.gov.uk/government/collections/hmt-central-funds</a>)。

資金の性格を有すると指摘される(18)。

緊急基金からの近年の借入額の推移を見ると、2020年度には計 2147億ポンド弱と、過年度に比べ大幅な増加を見せている(表 3 を参照)。イギリス政府が公表した報告書は、同年度における借入額の大幅な増加について、同年度中に行われた借入の多くは、新型コロナのパンデミックの中で経済、ビジネス、個人、不可欠な公共サービスを支えるために政府により実施された措置により生じた緊急の支出に充てるためになされたものであった、と述べている  $^{(19)}$ 。同年度の省庁別の借入状況を見ると、歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs: HMRC)、保健・社会的ケア省(Department of Health and Social Care)、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business, Energy and Industrial Strategy)等の借入額が特に多額に上っている状況が確認できる  $^{(20)}$ 。

#### 表3 緊急基金からの借入の状況(直近4年分)

(単位:百万ポンド)

借入要件	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
暫定予算期間内における、当該暫定予算額を 超過する緊急の支出 (新規事業を除く)	0.0	0.0	14.7	47,542.8
議会で立法済みの緊急事業の実施 (既存の法規定を利用できないもの)	0.0	0.0	94.2	53,041.0
議会手続を待つ余裕のない緊急の 新規事業の実施	2.3	61.0	0.0	0.8
既存事業に係る予算額を費消した場合の 緊急の超過支出	129.5	1,504.2	5,377.1	113,007.0
主に収入を原資とする支出につき、 当該収入の見込みの下に行われる借入	2,747.0	3,021.0	3,544.0	1,083.0
計	2,878.8	4,586.2	9,030.0	214,674.6

<sup>\*</sup> 邦貨換算レートは 1 ポンド =155 円 (裁定外国為替相場(令和 4 年 4 月中において適用)) である(日本銀行国際局「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(令和 4 年 4 月中において適用)」2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\_rate/kijun/kiju2204.htm/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\_rate/kijun/kiju2204.htm/">)。

また、緊急基金に加え、前年度の予算超過支出を議会が事後的に承認する制度(Excess Votes)が存在する。これは、各省庁において、緊急に歳出予算法で定められた額を超過した支出を行う必要が生じ、議会における手続を経る時間的余裕がない場合に用いられる手続である。当該超過支出分については、後年度の歳出予算法に盛り込まれ、議会の議決を受ける。

<sup>(</sup>出典) "Contingencies Fund Account 2020-21," HC 632, 2021.9, p.4. GOV.UK HP <a href="https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1018167/CCS0921300466-001\_HMT\_Contingencies\_Fund\_CtF\_Web\_Accessible.pdf">https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1018167/CCS0921300466-001\_HMT\_Contingencies\_Fund\_CtF\_Web\_Accessible.pdf</a> 等を基に筆者作成。

<sup>(18)</sup> 小村 前掲注(3), p.321.

<sup>(19) &</sup>quot;Contingencies Fund Account 2020-21," HC 632, 2021.9, pp.2, 3. GOV.UK HP <a href="https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1018167/CCS0921300466-001\_HMT\_Contingencies\_Fund\_CtF\_Web\_Accessible.pdf">https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1018167/CCS0921300466-001\_HMT\_Contingencies\_Fund\_CtF\_Web\_Accessible.pdf</a> 同資料によると、一部の省庁においては、暫定予算計上額では新型コロナ対応経費を賄うことができない状況であったとされる(idem, p.3.)。

<sup>(20)</sup> *ibid.*, pp.2-3, 21-23.

#### Ⅲ ドイツ

#### 1 歳出予算の構成

ドイツの会計年度は暦年(1月1日から12月31日まで)である。連邦予算の編成権は連邦政府(連邦の内閣)に属しており、予算編成に係る事務作業は連邦財務省(Bundesministerium der Finanzen)が担当する。

各年度の連邦予算案は、歳入予算・歳出予算の双方を含む法律案として作成され<sup>(21)</sup>、連邦議会による審議・議決を経て予算法(Haushaltsgesetz)の形式で成立する<sup>(22)</sup>。予算法は、歳入歳出総額や公債発行限度額等を始めとする予算の大枠について条文形式で定めるものであり、我が国の予算総則に相当する<sup>(23)</sup>。これに加え、各省庁の歳入歳出予算等の総括、財政収支の詳細、公債金収入及び償還に係る詳細を示す付表から成る「総予算(Gesamtplan)」、及び、各省庁別に歳入歳出及び債務負担授権額の詳細を表形式で示す「個別予算(Einzelplan)」が作成され、予算法案とともに連邦議会に提出される<sup>(24)</sup>。なお、ドイツの連邦政府の会計には、我が国のような一般会計・特別会計の区別はない<sup>(25)</sup>。

#### 2 予備費に相当する制度の概要

ドイツでは主に、予算超過支出及び予算外支出(Überplanmäßige und außerplanmäßige Ausgaben)の制度が、予備費に代替する役割を担っていると考えられる。

ドイツ連邦共和国基本法(ドイツの憲法に相当。以下「基本法」)は、予測不可能であり、かつ、不可避の必要がある場合にのみ与えられ得る連邦財務相の同意(Zustimmung des Bundesministers der Finanzen)を要件として、予算超過支出及び予算外支出が認められる旨を定めている(第112条)<sup>(26)</sup>。ただし、予算超過支出及び予算外支出を行うに当たっては、同一の個別予算(すなわち同一の連邦省庁の予算)の他の歳出の削減により財源が賄われなければならない(連邦予算法第37条第3項)等の制約が存在する。こうしたドイツの制度を「我が国の移用<sup>(27)</sup>の制度が大幅に拡大されたもの」と解する見方もある<sup>(28)</sup>。

また、適時に補正予算法の制定が可能である場合や、次の予算法制定を待つことが可能である場合については、不可避の必要がある場合とはみなされない(連邦予算法第37条第1項)。

<sup>(21)</sup> ただし、後述するフランスの予算法とは異なり、各年度の予算法に税制改正関連規定は含まれない。

<sup>22)</sup> 各年度の予算法には、例えば「2021 会計年度の連邦予算の決定に関する法律(2021 年予算法)(Gesetz über die Feststellung des Bundeshaushaltsplans für das Haushaltsjahr 2021 (Haushaltsgesetz 2021))」という名称及び略称が付されるのが通例である。

<sup>(23)</sup> 小村 前掲注(3), p.184.

<sup>24)</sup> このうち総予算は、予算法の付録として予算法に添付されるものである。一方、個別予算は、議決対象であり 拘束力を有するが、形式上は予算法の一部ではなく、公布されることもない。淺見敏彦編『世界の財政制度』金 融財政事情研究会, 1986, p.277 等を参照。

<sup>25)</sup> なお、連邦予算から独立性をもって管理・運用される特別財産(Sondervermögen)が存在する。

<sup>26</sup> 同様の規定は、連邦の予算の細則を定める連邦予算法 (Bundeshaushaltsordnung (BHO) vom 19. August 1969 (BGBI. I S.1284)) 上の規定 (第 37 条第 1 項) にも見られる。なお、同法の条文では、当該要件につき「連邦財務省による承認 (Einwilligung des Bundesministeriums der Finanzen)」という、基本法とは異なる文言が用いられている。

<sup>(27)</sup> 我が国の予算制度における移用とは、予算において特定の組織又は項に計上された額を、異なる組織又は異なる項に移して使用することを指す。通常は予算総則に移用可能な範囲が規定され、国会の議決を得たものに限り、 財務大臣の承認を経た上で移用が可能とされている。

<sup>(28)</sup> 小村 前掲注(3), p.321.

一方で、個別の予算超過支出及び予算外支出の額が、各年度の予算法が定める一定額<sup>(29)</sup>を超えない場合等であれば、当該支出を盛り込んだ補正予算法の制定は不要であることが法律上明記されている(同)。追加の支出や債務負担行為について、以上のような予算超過支出及び予算外支出の枠内で処理できない場合には、補正予算が編成される<sup>(30)</sup>。

予算超過支出及び予算外支出を行った際は、四半期ごとに(財政上基本的な事項である場合 又は重要な事項である場合は直ちに)連邦議会及び連邦参議院に報告されなければならない(連 邦予算法第 37 条第 4 項)。直近 4 年間では、毎四半期に、当該報告がなされていることがうか がえる (31)。近年における予算超過支出及び予算外支出に係る額は、歳出予算額の 0.2% 程度で 推移している(表 4 を参照)。

#### 表4 予算超過支出及び予算外支出の状況(直近4年分)

(単位:百万ユーロ)

	予算超過支出及び予算外	支出に係る額	連邦財務省の承認を得ず	に支出した額
		歳出予算額に占める割合		件数
2017 年度	2442.3	0.7%	63.2	7件
2018 年度	583.5	0.2%	0.2	1 件
2019 年度	844.4	0.2%	9.7	4件
2020 年度	862.7	0.2%	7.2	2件

<sup>\*</sup> 邦貨換算レートは1ユーロ =130 円 (裁定外国為替相場 (令和4年4月中において適用)) である (日本銀行国際局 「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (令和4年4月中において適用)」2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame-rate/kijun/kiju2204.htm/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame-rate/kijun/kiju2204.htm/</a>)。

なお、ドイツの連邦予算では、個別予算 60「一般的財務行政(Allgemeine Finanzverwaltung)」において、個別の歳出費目とは別に「総括的歳出(Globale Mehrausgabe)」として一定額が計上されている例も見られる。例えば、2021 年度(第 1 次)補正予算法<sup>(32)</sup>では、「新型コロナのパンデミックへの対応経費に係る総括的歳出(Globale Mehrausgabe für Kosten im Zusammenhang mit der Bewältigung der COVID-19-Pandemie)」との費目が設けられている<sup>(33)</sup>。連邦政府は、2022 年度予算には同費目に 23 億ユーロを計上する方針を示しており<sup>(34)</sup>、総括的歳出の枠組み

<sup>(</sup>出典) "Feststellungen zur Haushaltsrechnung und zur Vermögensrechnung des Bundes für das Haushaltsjahr 2020," pp.22-25. Bundesrechnungshof HP <a href="https://www.bundesrechnungshof.de/de/veroeffentlichungen/produkte/bemerkungen-jahresberichte/2021-hauptband/allgemeiner-teil/2021-01">https://www.bundesrechnungshof.de/de/veroeffentlichungen/produkte/bemerkungen-jahresberichte/2021-hauptband/allgemeiner-teil/2021-01</a> 等を基に筆者作成。

<sup>(29)</sup> ここにいう額につき、ユーロを通貨単位として予算編成が行われている 2002 年度以降では例年 500 万ユーロ(債務負担授権額については 1000 万ユーロ) とされている。

<sup>(30)</sup> 萩原 前掲注(5), p.7.

③1) 連邦議会の議会関係資料検索ページ(Dokumentations- und Informationssystem für Parlamentsmaterialien HP <a href="https://dip.bundestag.de/">https://dip.bundestag.de/</a>) における検索結果に基づく。

<sup>(32)</sup> Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2021 (Nachtragshaushaltsgesetz 2021) vom 3. Juni 2021 (BGBl. I S.1410)

<sup>(33)</sup> 連邦政府は、当該費目につき「当該年度の先行きにおける財政政策上の対応可能性を確保するもの」であり「各個別予算における追加的支出需要を賄うことに資する」としている("Antwort der Bundesregierung auf die Kleine Anfrage der Abgeordneten Otto Fricke, Christian Dürr, Ulla Ihnen, weiterer Abgeordneter und der Fraktion der FDP –Drucksache 19/29545−, Unklare Kalkulationen im Nachtragshaushalt 2021," Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/30125, 26.5.2021, S.3. <a href="https://dserver.bundestag.de/btd/19/301/1930125.pdf">https://dserver.bundestag.de/btd/19/301/1930125.pdf</a>)。また、連邦政府は、「具体的な支出需要については、例えば、パンデミックの推移、必要とされる予防措置、感染拡大防止措置の期間及びその効果といった様々な要因に依存する」としている。

<sup>(34) &</sup>quot;Regierungsentwurf zum Bundeshaushalt 2022 eingebracht," 2022.3.18. Deutscher Bundestag HP <a href="https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-885108">https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-885108</a>>

が新型コロナ対応においても用いられていると考えられる。

#### № フランス

#### 1 歳出予算の構成

フランスの会計年度は暦年(1月1日から12月31日まで)である。予算の編成権は内閣に属しており<sup>(35)</sup>、予算編成に係る事務作業は経済財政再生省(Ministre de l'Économie, des Finances et de la Relance)が担当する<sup>(36)</sup>。

各年度の予算案は、歳入予算・歳出予算の双方を含む法律案として作成され、議会による審議・議決を経て予算法(loi de finances)の形で成立する<sup>(37)</sup>。予算法の要件等については、「予算法に関する 2001 年 8 月 1 日の組織法律第 2001-692 号(Loi organique n° 2001-692 du 1 août 2001 relative aux lois de finances: LOLF)」<sup>(38)</sup>で定められている。予算法には、歳入歳出予算のみならず、税制改正規定も盛り込まれる。一方、社会保障関係予算については、予算法には含まれず、別途、各年度の社会保障財政法(loi de financement de la sécurité sociale)で定められる。

国の会計には、我が国の一般会計に相当する一般予算(budget general)のほか、特別会計に相当する付属予算(budgets annexes)及び特別勘定(comptes spéciaux)が存在し<sup>(39)</sup>、いずれも予算法の枠内で定められる。各年度の予算法は大きく次のような2部構成をとる。すなわち、第1部「財政の均衡に係る一般的条項(Conditions générales de l'équilibre financier)」には、当該年度の税の徴収に係る政府への授権規定や、税制改正規定を始めとする歳入に関する規定が置かれるほか、歳入見込額や財政収支の見通し等が示される。第2部「公共政策の方途及び特別規定(Moyens des politiques publiques et dispositions spéciales)」では、一般予算・付属予算・特別勘定の区分ごとの歳出総額等について定められるほか、恒久的な税制改正規定等が置かれる。予算法は、条文形式の規定から成る本体部分と、規定と関連付けられる形で歳入歳出予算の詳細を示す各種の付属表<sup>(40)</sup>から構成される。

歳出予算は政策目的別の区分がとられており、省庁別又は省庁横断的に設定されるミッシオン (mission) が最大の区分とされる (41)。各ミッシオンは、同じく政策目的別にプログラム

<sup>(85)</sup> フランスの予算過程における大統領の権限は限定的とされる(松浦 前掲注(5), p.119.)。

<sup>(36)</sup> なお、フランスでは新内閣の組閣時に各省の統廃合や省の新設が行われることも少なくなく(中村絢子「主要国における内閣制度(資料)」『レファレンス』824号, 2019.9, p.111. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11350014\_">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11350014\_</a> po 082405.pdf?contentNo=1>)、省の名称は比較的頻繁に変更される。

<sup>(37)</sup> ただし、「予算法は、法律 (loi) という形式をとっているが、法律が本来もっている性格とは異なり、「行政行為」を定める文書というべきものである」との指摘も見られる(淺見編 前掲注(24, p.325.)。

<sup>(38)</sup> LOLF の詳細については、松浦 前掲注(5), p.119 以下を参照。

<sup>(39)</sup> 付属予算は、国の部局における財の生産活動又は対価を伴うサービスの提供を経理するものであり、2022 年度 予算法では、航空管制及び航空事業、政府刊行物及び行政広報の2予算が置かれている。特別勘定は、特定財源 の特定支出への充当、国の貸付、国の部局において付随的に生ずる商業活動等を経理するものであり、2022 年度 予算法では、特別充当勘定、金融支援勘定、商業勘定、通貨取引勘定の4勘定が置かれている。小村 前掲注(3), pp.93-94; 松浦 前掲注(5), pp.119-120 を参照。

<sup>(40)</sup> 付属表 A は会計区分別の歳入予算、付属表 B は一般予算の歳出予算、付属表 C は付属予算の歳出予算、付属表 D 及び付属表 E は特別勘定の歳出予算等につき、それぞれ詳細を示すものである。

<sup>(41) 2022</sup> 年度予算法における一般予算の歳出予算は、34のミッシオンに区分されている。なお、議会における議 決は、歳入予算は一括して、一般予算に係る歳出予算はミッシオンごとに、付属予算及び特別勘定に係る歳出予 算は各付属予算・特別勘定ごとに、それぞれ行われる(小村 前掲注(3), p.184.)。

(programme) に細分される<sup>(42)</sup>。

#### 2 予備費に相当する制度の概要

予備費に相当する予算上の制度として、①ミッシオン「配分外支出(Crédits non répartis)」としての歳出予算への計上、及び、②デクレ $^{(43)}$ による歳出の追加、が挙げられる。また、③国債に係る経費については、予算計上額を超過した支出が認められる。

①については、LOLF 第 7 条第 1 項の規定を根拠としている。同規定は、「災害への対応のための偶発的支出(dépenses accidentelles, destinée à faire face à des calamités)、及び、予測不可能な支出(dépenses imprévisibles)」については、議決の時点でプログラムへの割当てにつき正確に決することができない雇用者報酬関連支出と合わせて 1 つのミッシオンに統合されるべきことを定めている  $^{(44)}$ 。実際に各年度の予算法上では、「配分外支出」のミッシオンの下に、プログラム「偶発的かつ予測不可能な支出(Dépenses accidentelles et imprévisibles)」が置かれている。

近年の予算法では、同プログラムに、支出負担認可額として 4 億 2400 万ユーロ、支払許容額として 1 億 2400 万ユーロが計上される例が続いているところであるが、2020 年度及び 2021年度には、補正予算法により多額の追加計上が行われた(表 5 を参照)。

②については、LOLF 第 13 条の規定を根拠とする。同条によると、緊急の場合には、コンセイユ・デタ  $^{(45)}$ の意見、並びに、国民議会及び元老院の財政を所管する委員会の意見を踏まえた上で発出されるデクレ(前払政令(décrets d'avance))により、追加的な支出の計上が可能とされている(近年における前払政令の発出状況につき、表 6 を参照)。なお、追加的支出に際しては、直近の予算法により定められた財政の均衡に影響を与えてはならず  $^{(46)}$ 、また、追加的支出の合計額は当該年度の予算法による歳出額の 1% を超えることができない。当該支出については、支出後の最初の予算法に計上される。

加えて、緊急かつ国家の利益にとって避けがたい必要性がある場合には、国民議会及び元老 院の財政を所管する委員会への報告の後、コンセイユ・デタの意見を踏まえた上で閣議により

<sup>(43)</sup> 大統領又は首相が制定する法規をいう。

<sup>(4)</sup> なお、2005 年度以前の予算法につき適用された「予算法に関する組織法律に関連した 1959 年 1 月 2 日のオルドナンス第 59-2 号(Ordonnance n° 59-2 du 2 janvier 1959 portant loi organique relative aux lois de finances)」では、第7条の規定で、偶発的支出等に充てる経費については「総括的支出(crédits globaux)」として歳出予算に計上し得ることが定められていた(議決時点で項(chapitre. 旧予算制度における歳出予算の科目区分)への割当てが未確定である支出についても同様とされた。)。なお、オルドナンスとは、本来は法律で定めるべき事項につき、議会が法律(授権法律)により政府に対して授権を行った場合に、政府が制定する法規をいう(詳細は、高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』No.1047, 2019.3.14, p.10. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo</a> 11252030 po 1047.pdf?contentNo=1> を参照)。

<sup>(45)</sup> コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、最上級の行政裁判所であるとともに、政府による法律案の提出の際に 意見を答申するなど、政府の法制諮問機関としての役割をも果たす機関である。詳細は、奥村公輔「フランスに おける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」『レファレンス』783 号, 2016.4, pp.87-107. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9957300\_po\_078305.pdf?contentNo=1">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9957300\_po\_078305.pdf?contentNo=1">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9957300\_po\_078305.pdf?contentNo=1</a> 等を参照。

<sup>(46)</sup> すなわち、既定の歳出の取消し又は追加の歳入による財源の確保が必要である(萩原 前掲注(5), p.9.)。そのために、前払政令により歳出の取消しや追加的歳入の設定を行うことができる(LOLF 第13条)。

表5	プログラム	「偶発的かつ予測不可能な支出」	への計上の状況	(直近4年分)	(単位:ユーロ)
----	-------	-----------------	---------	---------	----------

年度	区分	当初計上額	補正予算による 追加計上額	補正予算による 修正減少額
2010 年度	支出負担認可額	424,000,000	0	0
2019 年度	支払許容額	124,000,000	0	0
2020 年度(注1)	支出負担認可額	424,000,000	1,620,000,000	1,016,800,000
2020 平及	支払許容額	124,000,000	1,620,000,000	1,016,800,000
2021 年度(注2)	支出負担認可額	424,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
2021 平及	支払許容額	124,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
2022 年度	支出負担認可額	424,000,000	_	_
2022 年度	支払許容額	124,000,000		_

<sup>\*</sup> 邦貨換算レートは1ユーロ=130円(裁定外国為替相場(令和4年4月中において適用))である(日本銀行国際局「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(令和4年4月中において適用)」2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame-rate/kijun/kiju2204.htm/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame-rate/kijun/kiju2204.htm/">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame-rate/kijun/kiju2204.htm/</a>)。

決定されるデクレ(前払政令)により、追加的支出を計上することができる。この場合、当該 追加歳出を盛り込んだ予算法案は直ちに、又は、直後に開かれる議会の開会時に、議会に提出 されなければならない。

なお、直近の予算法で定められた当該年度における財政の均衡からの逸脱を回避するため、 財政を所掌する大臣の報告を踏まえて発出されるデクレにより、既定の歳出を取り消すことも 可能とされている(LOLF 第 14 条第 1 項)。取り消される歳出額の合計は、当該年度の予算法 に定められる歳出額の 1.5% を超えてはならない(同)。

#### 表6 近年における前払政令の発出の状況

(単位:ユーロ)

発出年月日	区分	追加的支出	歳出の取消し
2017.7.20.	支出負担認可額	(一般予算) 2,809,317,249	(一般予算) 2,809,317,249
	支払許容額	(一般予算) 3,041,541,372	(一般予算) 3,041,541,372
	(支出追加分野)「移	民・庇護」「財政・人的資源管理」等 8	ミッシオン(8 プログラム)
2017.11.30.	支出負担認可額	(一般予算) 852,837,221	(一般予算) 852,837,221
	支払許容額	(一般予算) 842,605,218	(一般予算) 842,605,218
	(支出追加分野)「学	校教育」「農業・食料・森林・農村」等	9 ミッシオン(17 プログラム)
2021.5.19.	支出負担認可額	(一般予算) 7,200,000,000	(一般予算) 7,200,000,000
	支払許容額	(一般予算) 7,200,000,000	(一般予算) 7,200,000,000
	(支出追加分野)ミッ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	画」(2 プログラム)

<sup>\*</sup> 邦貨換算レートは1ユーロ=130円(裁定外国為替相場(令和4年4月中において適用))である(日本銀行国際局「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(令和4年4月中において適用)」2022.3.18. <a href="https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame">https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame</a> rate/kijun/kiju2204.htm/>)。

<sup>(</sup>注1) 2020 年度には、「2020 年4月25日の2020年度補正予算法第2020-473号」により16.2億ユーロが追加計上された後、「2020年11月30日の2020年度補正予算法第2020-1473号」により10.2億ユーロ弱が減額修正された。(注2) 2021年度には、「2021年7月19日の2021年度補正予算法第2021-953号」により15億ユーロが追加計上された後、「2021年12月1日の2021年度補正予算法第2021-1549号」により同額が減額修正された。(出典)各年度の予算法及び補正予算法を基に筆者作成。

<sup>(</sup>出典) "Les décrets d'avance examinés par la commission des finances." Sénat HP <a href="http://www.senat.fr/commission/fin/decret avance/decret avance.html">http://www.senat.fr/commission/fin/decret avance/decret avance.html</a> 等を基に筆者作成。

③について、LOLF 第10条は、国債に関連する経費につき、概算的な(évaluatif)経費であるとした上で、概算的経費については必要に応じて予算超過支出が可能である旨を定めている。この場合、財政を所掌する大臣は、国民議会及び元老院の財政を所管する委員会に対して、予算超過支出の理由及び年度末までの当該経費の執行見通しを通知することとされている。予算超過分の支出額は、当該年度における支出後の最初の予算法に計上される。

### V 各国の予備費制度をめぐる考察―国際比較の観点から―

以上、主要先進国4か国の予備費に相当する制度の概要について、近年の動向に触れながら紹介した。ここまでの内容を踏まえ、我が国の予備費制度を含めた国際比較の観点から、各国の予備費制度について改めて整理したい(表7を参照)。

我が国の予備費制度(概要は表 7 中の (a) を参照)と同様に、各年度の予算に予備費相当の一定額が計上され、議会の事前議決・承認を受ける制度は、ドイツ及びフランスにも見られる (同 (b) 及び (c))。ただし、両国の当該制度は、予算超過支出を許容する他の制度と併存している点が特徴的であり、この点において我が国の予備費とは異なる。

一方、事前の予算計上なく、一定の要件の下で、必要に応じて行政府による予算超過支出等を可能とする制度もイギリス、ドイツ、フランスに見られる(同  $(d) \sim (h)$ )。これらの制度はいずれも、支出時に議会への事後報告を要するか、事後に補正予算等に計上されて議会による議決を受ける仕組みである。支出分については、事後返済又は他の経費の削減により賄われなければならないとされる例も確認される(同 (d)、(f)、(g))。

アメリカには、予備費に相当する予算上の制度は設けられていない。同国は、自然災害等への対応経費を対象とする災害救済基金が、他の国で予備費制度により担われている財政需要の一部を担っていると見られ、その点において、予備費に類似の制度と考えることができる(同(i))。

なお、近年の各国の動向を見ると、予備費に相当する制度を活用した新型コロナ対応経費の 確保及び活用が図られている様子がうかがえる。

#### おわりに

我が国の予備費をめぐっては、災害や緊急事態の発生時における機動的な支出が可能というメリットがある反面、国会による事前の審議・議決に基づかないまま執行が可能であるという点<sup>(47)</sup>等につき課題を指摘する声も聞かれ、議論の活発化が見られる。財政民主主義(議会を通じた財政統制)の下、国費の支出又は債務負担については国会の事前議決が原則であることから<sup>(48)</sup>、国会による予算の監視機能の形骸化につながることへの懸念<sup>(49)</sup>が示されているほか、

<sup>(47)</sup> なお、小村 前掲注(3), p.311 は、「財政処理については国会の事前議決が原則であり、予備費はあくまで例外であるから、この原則と例外を逆転させ事前議決の原則を没却するような巨額の予備費の計上は憲法の趣旨に反することになる」としている。

<sup>(48)</sup> 杉村章三郎『財政法 新版』有斐閣, 1982, pp.83-84 等を参照。

<sup>(49) 「</sup>社説 来年度予算案 漫然と借金を重ねるな」『朝日新聞』2021.12.25. 同記事は、新型コロナウイルス感染症 対策予備費につき、同予備費使用の際には、事前に国会に使途を説明して了承を得る運用を徹底すべきであると の見方を示している。

主要先進国の予備費に相当する制度の概要 影

	国名・制度	支出方法の概要・要件等	議会等による承認	主な根拠法
5年	各年度の予算に予備費相当の一定額を計上			
(a)	(参考) 日本(予備費制度)	・各年度の予算に予備費として一定額を計上	・子算の議決の枠内で議決・承認 ・支出後、事後承認を受ける	日本国憲法第87条、 財政法第24条、第35条等
(q)	) (「総括的歳出」への計上)	・各年度の個別予算 60 「一般的財務行政」に「総括的 経費」として一定額を計上	・連邦子算の議決の枠内で議決を受ける	I
(2)	<b>フランス</b> ① (c) (ミッシオン「配分外支出」 への計上)	<ul><li>・各年度の予算法におけるミッシオン「配分外支出」 に一定額を計上</li></ul>	・予算法の議決の枠内で議決を受ける	LOLF <sup>(注)</sup> 第7条
輔	事前の予算計上なく、一定の要件	一定の要件の下で行政府による予算超過支出等が可能		
(d)	(d) イギリス(j) (緊急基金)	・財務省の承認を得た上で、緊急基金からの借入により、予算超過支出等が可能 ・事後に借入額の返済を要する ・各省庁の借入額に上限あり(前年度議定費歳出額の 12%(2021年度))(22)	・緊急基金の使用時に財務省が議会に対して通知 ・返済時に歳出予算法等に返済額が計上され、議決を 1974 年緊急基金法等 受ける	1974 年緊急基金法等
(e)	イギリス(2) (予算超過支出の事後的承認)	<ul><li>・緊急の場合、緊急基金を活用しない形での予算超過 支出が可能</li></ul>	・後年度の歳出予算法に計上され、議決を受ける	I
£	ドイツ② (予算超過支出・予算外支出)	・連邦財務相の同意の下、予算超過支出及び予算外支 出が可能 ・同一の個別予算の他の歳出の削減による財源の確保 を要する	・四半期ごとに連邦議会及び連邦参議院への報告を要 する <sup>(注3)</sup>	ドイツ連邦共和国基本法 第 112 条、 連邦予算法第 37 条
(g)	フランス② (前払政令による支出)	・緊急の場合、前払政令により追加的支出が可能 ・既定の歳出の取消し又は追加の歳入による財源の確 保を要する ・支出額は同年度の歳出額の1%を超えてはならない	・支出前に、コンセイユ・デタの意見、国民議会及び 元老院の財政所管委員会の意見を踏まえることを要 する(注4) ・支出後の最初の予算法に計上され、議決を受ける	LOLF <sup>(注1)</sup> 第13条
Ē	<ul><li>(h) フランス③ (概算的経費)</li></ul>	・国債関連経費は概算的経費として予算超過支出が可能	・財政所掌大臣が、国民議会及び元老院の財政所管委 員会に対して、当該支出の理由及び年度末までの執 行見通しを事前に通知 ・支出後の最初の予算法に計上され、議決を受ける	LOLF <sup>(注)</sup> 第 10 条
備	予備費に相当する制度が不存在			
(E)	ጉメリカ	(自然災害の応急対応や復旧等の財政負担を対象とした 予備費に類似の制度として、災害救済基金が存在)	I	(災害救済基金について) ロバート・T・スタフォード 災害救済及び緊急事態支援法

زر زر (注1) LOLFとは、「予算法に関する 2001 年8月1日の組織法律第 2001-692 号(Loi organique n。2001-692 du 1 août 2001 relative aux lois de finances)」の略称である。(注2)当該上限については、従来、前年度の議定費歳出額の 2% とされていたが、近年、時限的な引上げが行われており、2021 年度時点では同 12% とされている。(注3)財政上基本的な事項である場合又は重要な事項である場合は、直ちに連邦議会及び連邦参議院に報告しなければならない。(注4)緊急かつ国家の利益にとって避けがたい必要性がある場合に、直もにご・ (注4)緊急かつ国家の利益にとって避けがたい必要性がある場合については手続の簡略化が図られており、事前に国民議会及び元老院の財政を所管する委員会に報告する、及び、コンセイユ・デタの意見を踏まえることを要する。また、追加歳出を盛り込んだ予算法案は直ちに、又は、直後に開かれる議会の開会時に、議会に提出される。(出典)筆者作成。

巨額の予備費の計上を問題視する見解(50)も見られる。また、大規模災害や感染症のパンデミッ ク等の緊急時における予備費の計上及び支出につき、あらかじめルール化しておくべきである との見解(51)も示されている。内外の予備費制度の在り方や運用を勘案しつつ、継続的な議論 とその深化が望まれる。

(せこ ゆうすけ)

<sup>50 「</sup>審議せず予備費 はや4兆円」『朝日新聞』2020.10.24.

<sup>(51)</sup> 小野 前掲注(4)